

## 巡見使の派遣をめぐる

播磨定男

## はじめに

江戸幕府は自己の直轄領たる天領のみならず諸国大名領に対しても、その治績を視察せしめるために国目付と並んで諸国巡見使を派遣しているが、かゝる幕府の監察制度が幕藩体制の確立を考える上に重要な意味を有していることは、これまでにも多くの先学によって指摘され、最近はとくにこの分野に対する研究が盛んである<sup>①</sup>。

江戸時代二六〇余年間における巡見使派遣の事実列挙から始まって、最近はこの制度的な確立、各時代の幕政との関連、或は大名領側の史料紹介等、巡見使

研究は広範囲に展開されているが、巡見使と一口に言っても前述の諸国公私領を対象として派遣された諸国巡見使もあれば、公領つまり幕府直轄領のみに派遣された公領巡見使もあり<sup>②</sup>、しかもこれらが後述の如く幕初以来継続して派遣されているのであるから、これらを一義的に理解することは到底無理なことであり、各時代毎の個別的な意義を捨象することにもなる。

従って巡見使派遣の問題はその時々々の派遣の目的と結果による分析を通じて詳細に検討され、これを幕府政治との関連の上に意味づけねばならないが、この分野に対する研究は未だ不十分であり、更に諸国巡見使の最初の派遣は果していつなされたか、この歴史的時

点の決定に關して如上の観点から検討の加えられた先学の業績を未だ見出し得ない。

本稿においては先ずこの最初の派遣の問題を、これに先行する国目付及び公領巡見使との関連から明らかにし、続けて諸国巡見使の派遣を必然化せしめた当時の幕府政治の権力的側面を考察することによって、この制度のもつ原初的な意味を考えることにしたい。

## 註

- (1) 板沢武雄「諸国巡見使とその實際」(『日本歴史』一六三号)、滝沢武雄「巡見使の制度について」(『史観』六五、六六、六七合冊)、山崎真一郎「江戸幕府の巡見使について」(『滝川博士選歴記念論文集』二日本史篇)、馬場憲一「諸国巡見使制度について」(『法政史学』二四号)、多仁照広「江戸幕府諸国巡見使の監察報告」(『日本歴史』三一四号)

(2) 史料の上では「各国巡使」「巡国の御使」などであり、巡見使という言葉の初見は『実紀』の寛文七年八月廿一日条の「五畿巡見使」である。従って諸国巡見使や公領巡見使の名前は派遣対象から便宜的につけたものであるが、しかしこれらは実態の側面からも區別して使用するべきである。

## 一、元和元年創設説の批判

管見に依れば、巡見使の最初の派遣について最も早く実証の見解を示されたのは滝沢武雄氏<sup>(1)</sup>である。

氏は、江戸時代における巡見使制度が幕府の大名統制上参勤交代等と並んで重要性をもっていたにも拘らず、それまでの研究がこれを等閑に附してきたことに遺憾の意を表わすとともに、それまでこの制度について解説した『日本歴史大辞典』(河出版)の当該箇所を引用し、これが「時の経過に伴う変化の有無」を全く閑却した「通説」に過ぎないとし、その直前に発表された板沢武雄氏の論文をも『実紀』(『徳川実紀』、以下『実紀』と略記する)等によって巡見使の任務を具体的に説明された点にユニークな面があったことを認めながらも、その利用の点において粗雑さがあり、これ以外の史料の活用が不十分であると批判された。かかる前提の上に展開された滝沢氏の研究は、巡見使の派遣の時期、派遣先、その意義について、これまでもがとり上げなかった関連史料を引用しこの分野

に対して創始的な業績を遣されたが、論旨の中心は辞典類に記された通説の批判にあり、氏が最後に掲げた巡見使派遣一覧表の引用事項には巡見使とは異質な大目付等による論地点検・檢察の如きものも含まれ、精密さの点において不十分さを免れない。

今こゝで問題にするのは最初の派遣であるからこの点について滝沢氏をはじめこれまでの見解を一瞥すると、板沢氏が三代家光の寛永十二年説をとっているのに対し、滝沢氏は二代秀忠の元和元年をもって「最も早い記録」としこれをこの制度の創始としており、その後発表された山崎真一郎氏<sup>6)</sup>も滝沢氏と同様であり、最近の馬場憲一氏<sup>7)</sup>は寛永十年を諸国巡見使の第一回目の派遣としている。

以上先学四氏のうち板沢、馬場の両氏はその事実をただ列挙するのみで、これを設定するに際しそれ以前の関係史実との関連、或はこれに関連した先学の研究に何等触れるところがないが、滝沢・山崎の両氏はその根拠が元和元年十一月廿九日付の『実紀』の記事と『古事類苑』所収の『東職記聞』引用の「元寛日記」

にあることを明記し、これを本文に掲げて巡見使派遣の所以たることを説明している。

従ってこゝでは先ずこの両氏が立論の根拠とされた二つの史料からみていくことにしたい。

『東職記聞』には、

元寛日記曰、元和元年十一月、兩將軍家命日、自今以後、可レ使下目付每三年一巡<sub>二</sub>諸州<sub>一</sub>而監<sub>二</sub>巡察諸侯之政道<sub>上</sub>也、有司奉<sub>レ</sub>命、則遣<sub>二</sub>豊島主膳、永田庄左衛門等奥州会津<sub>一</sub>、而令<sub>レ</sub>監<sub>三</sub>蒲生飛騨守封中之政<sub>一</sub>也諸州亦如<sub>レ</sub>此也、如<sub>三</sub>今世<sub>一</sub>、則当職每三年一無<sub>下</sub>巡<sub>二</sub>諸州<sub>一</sub>之事<sub>上</sub>也

とあり、即ち、幕府は元和元年十一月を起点として諸国大名の政道を監察させるために、目付を三年に一度派遣すること、先ずその最初として会津の蒲生氏の監使として豊島、永田の二人を遣わすというのである。

一方、『実紀』も元和元年十一月廿九日の条<sup>8)</sup>に、  
兩御所今よりのち三年に一度、各国へ監使をつかはさるべしと仰出され、先会津の監使には永田庄左衛門某、豊島主膳信満是を命ぜらる。彼の所在留の間は其他にて采邑を賜はり、家宅は領主より

いとなましめられ、其国々政治の得失、民間の利害を糺明し、訴状をさゝぐるものあらんには、受納して注進すべしと命ぜらる。

と記し、このときの監使が、任地において采地と家宅を賜わり、大名領主の得失を糺明するとともに、訴状あらばこれを受理することなど任務の具体的内容を知らせている。

『実紀』の編者はこれをもって「巡見使創置」と頭注し、前述の滝沢・山崎の両氏もこれを支持しているが、これが巡見使と異なることは次の如き理由による。

先ずその第一はこの時の豊島・永田の二人は特定の大名の藩政を監使する目的で派遣された監使であつて、後述の如く全国の公私領を派遣地域毎に区分して一定期間（長くても一年間位）に巡視した巡見使とは區別して考へるべきであり、それは寧ろこの頃に派遣例をもつ国目付として把える方がより史実に則していると考へる。

即ち、前の会津藩の監使は、この翌二年三月に同藩

内の家臣間の紛争を家康が病中にも拘らず親裁している<sup>(9)</sup>ところから、この藩内の内訌を予め察知するためには派遣されたものと考えられ、永田某は不詳だが豊島信満は同三年一月に目付に昇進して備中国の知行割を命ぜられており<sup>(10)</sup>、彼等の会津での在任期間は家康親裁への情報提供を任務とした三、四カ月位のものであつたらう。

この頃幕府は諸大名の改易・転封による領地公収の際、或は幼少大名に代る国政の監使として大名や將軍側近の幕吏を現地に派遣しているが<sup>(11)</sup>、これら以外にも右の会津監使の如き例は元和元年以前に存する。

例えば、関ヶ原戦直後の慶長八年十月土屋市之丞勝正と岡野平兵衛房恒の二人を近江国巡視に派遣している<sup>(12)</sup>。

相手側の事情は不明であるが、土屋勝正は寛永十年八月に使番から目付になっており、岡野房恒も同元年八月に先手鉄砲頭として名前が出てくるから前の会津に遣わされた豊島信満と同様の地位にあり、彼等は当时幕府が諸藩に派遣した監使の中でも前の領地公収や

国政監視の上使とは区別して考えられるべきものである。  
らう。

この両者の性格の違いを知る好箇な例はこの両方が同一の対象に対し派遣された肥後熊本藩の場合である。

同藩は加藤清正死後子虎之助(忠広)が襲封したが、幼弱であるという理由から幕府は慶長十六年十月藤堂高虎を国政監視使として目付二人をつけ派遣した<sup>(4)</sup>。

高虎は翌十七年正月に帰謁して肥後の国絵とその報告をしているが、これに基づく処置として幕府は同年六月、水股、宇土、矢部の三城の破却をはじめとする下知状を下している。

これは幕府が藩主幼少を口実として監視に有力大名を派遣し藩内政に干渉した好例であるが、幕府の同藩に対する監視はこの後も続けられ、元和元年二月に使番朝比奈泰勝、阿倍正之の二人を肥後国目付として遣わしている<sup>(5)</sup>。

彼等は同二年正月に駿府の家康に拝謁しているから一年近く同藩に留まったが、その任務はその後の熊本

藩の動向、殊に幕府と大坂方との緊迫した政治情勢下同藩をはじめとする西国大名の帰趨を監視することにあつたのである。

幕府は同四年八月、加藤家に起つた争論を聴断することになつたが、その老臣席上には先の目付朝比奈、阿倍の二人が列席しており、加藤美作父子を上訴した同右馬允の主張の正否は彼等目付の現地での監察によつて決せられたことが知れる<sup>(6)</sup>。

この肥後熊本藩の例からも知られるように、前年の元和十一年月に会津藩に遣わされた永田、豊島の二人は同じ監視でも藤堂高虎のように現地での国政沙汰権をもたない点で両者は性格的に区別されるが、このことは同時に巡見視と見誤られる結果を招来する。

しかし彼等は特定の藩内の動静を搜つて幕府に報告する目付であり、その主たる任務が藩内の騷擾やその動向を探索する政治権力的な色彩が濃厚であり、国制や人員構成の面に限らず内容の上からもこれを巡見使と同一視することはできない。

従つて元和元年を巡見使の創設とする限り、以後三

年に一度各国へ監使を遣わすという前掲の『実紀』所収の史料内容に相当する史実は得られないのであって、『東職記聞』の引用末文の如く「如<sub>二</sub>今世<sub>一</sub>、則当職每<sub>三</sub>三年<sub>一</sub>無<sub>下</sub>巡<sub>二</sub>諸州<sub>一</sub>之事上<sub>也</sub>」という説明しのできないことになる。

しかし、国目付はこの後も各地に派遣されて大名統制上の役割を果しており、「每<sub>三</sub>三年<sub>一</sub>巡<sub>二</sub>諸州<sub>一</sub>」の記事はこの面においてはじめて史実の承認が得られるのである。

これを掲げると、先ず元和三年の是年条に渡辺宗綱・永井白元・牧野正成の三人を各国巡視に派遣したことが見えており<sup>(8)</sup>、同六年三月の出羽最上藩への監使として今村正長、石丸定政を派遣し<sup>(9)</sup>、同九年閏八月には越前福井藩へ阿倍正之を派遣するなどの事実が見るのである<sup>(10)</sup>。

彼等はいずれも石高一、二千石の使番であり<sup>(11)</sup>、阿倍は前の肥後国目付として既に経験済みであるが今村、石丸、渡辺の三人はこのとき使番から目付に抜擢されての派遣であった。

註

- (1) 滝沢氏、前掲論文。
- (2) 板沢氏、前掲論文。
- (3) 山崎氏、前掲論文。
- (4) 馬場氏、前掲論文。
- (5) 『古事類苑』政治部三、三六九頁。
- (6) 『台徳院殿御実紀』（『国史大系』第三十九卷、七五頁）。
- (7) 『台徳院殿御実紀』（『国史大系』第三十九卷、八九頁）。
- (8) 『台徳院殿御実紀』（『国史大系』第三十九卷、一一九頁）。
- (9) 善積美恵子「江戸幕府の監察制度」（『日本歴史』二四四号）。
- (10) 『東照宮御実紀』（『国史大系』第三十八卷、九四頁）。
- (11) 『台徳院殿御実紀』（『国史大系』第三十八卷、五六三頁）。
- (12) 『台徳院殿御実紀』（『国史大系』第三十九卷、五頁）。
- (13) 『台徳院殿御実紀』（『国史大系』第三十九卷、一五四頁）。
- (14) 『台徳院殿御実紀』（『国史大系』第三十九卷、一四三頁）。

(15) 『台徳院殿御実紀』（『国史大系』第三十九卷、一八九頁）。

(16) 『大猷院殿御実紀』（『国史大系』第三十九卷、三〇四頁）。

(17) 『新訂寛政重修諸家譜』第八、一一二頁。

## 二、諸国巡見使の初見とその派遣目的

元和元年を巡見使の創設とする従来の考え方は以上の如く批判されねばならないが、然らば巡見使の派遣は一体いつ頃からなされたものであろうか。

『実紀』によると寛永十年正月六日の条<sup>(18)</sup>に「此日諸国巡使等に毎国を分命せらる」と記し、続けて溝口伊豆守善勝以下十八名の名前を掲げ、三人を一組として各地域に派遣すべく全国を六地区に国割をしている。

また同史料には同月十三日の条に<sup>(19)</sup>「諸国巡使の輩暇の賜物あり」と記しているから彼等は間も無く現地に向けて出立したものと考えられ、巡視期間は九州地区巡視の小出吉親、能勢頼隆、城信茂が翌十一年二月に帰謁<sup>(20)</sup>しているからまる一カ年間にも及んでいるこ

とが知れる。

『実紀』には引用されていないが前掲の『古事類苑』には、派遣者名と国割に続けてこの時彼等に下された条目<sup>(21)</sup>をのせているが、内容は五カ条からなる論書である。

以上寛永十年の巡見使についてその概略を記したが、これが史料の上に確認し得る最初の諸国巡見使であり、この派遣が諸大名に対して予告無し突然のものでなかったことは、これが派遣される前年の十二月朔日<sup>(22)</sup>に「明春諸国へ巡察の御使を下さる旨を諸大名へふれらる」とあることよって知れるのである。

家光代の諸国巡見使はこのとき限りでその後は四代家綱代の寛文七年閏二月と五代綱吉代の延宝九年三月に各々一回ずつ派遣され、特に綱吉のときは所謂「御継統」によることがこの派遣の直接的理由として明記されるようになり、以後七代家継の場合を例外としてこれがそのまま踏襲されて十一代家慶の天保九年二月まで続けられた<sup>(23)</sup>。

こうした諸国巡見使の推移を更に内容面から考察す

ると時の経過とともに少しずつ変化していることも知られる。

初発の寛永十年の場合は一派遣地区三人一組の正使は一万石以上の大名クラスであり、これに使番と書院番か小姓組番をつけて編成されたが、次の家綱代からは使番と書院番、小姓組番の三人によって人員構成がなされるようになり、更には派遣地の大名、領主、代官に対してもこれを迎え入れる際の諭告が出されるようになる。

綱吉代以降も人員構成、諭告等前代の仕方がそのまま踏襲されたが、新たな点は全国の公私領を八つに国割したこと、將軍の代替り時に一回、しかもそれが一年以内になされるようになったことである。

このように個別的に諸国巡見使を見ると、初発の寛永代のそれは制度的に不備な面を多分にもっているとともに彼等がどのような目的で派遣されたか、これを知らしめるような史料も今日発見されていないのである。

しかし派遣の事実が確実である以上、そこに何等か

の目的と結果がある筈であり、これを等閑に附すわけにはいかない。

そこで、家綱代の第二回派遣の際出された「覚<sup>の</sup>」をみると、これには次の八カ条が記され、これらが各巡見使の派遣地での調査要点となっていることが知られる。

国廻衆え被<sup>ニ</sup>仰渡<sup>一</sup>覚

- 一、御料私領共に町在々所々、仕置善悪可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>之事
- 一、きりしたん宗門之仕置、常々無<sup>ニ</sup>油断<sup>一</sup>申付候哉、并盜賊等之仕置其所々のもの存知候様相<sup>ニ</sup>尋<sup>一</sup>之、様子可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>之事
- 一、何によらず、近年運上に成、其所々諸色高直にて迷惑仕儀有<sup>レ</sup>之哉、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>之事
- 一、公儀御仕置と替たる事有<sup>レ</sup>之哉、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>之事
- 一、買置いたし、しめ売仕候もの有<sup>レ</sup>之哉、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>之事
- 一、金銀米錢相場可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>之事
- 一、公事訴訟目安一切被<sup>ニ</sup>請取<sup>一</sup>間敷事
- 一、高札之写不<sup>レ</sup>立<sup>ニ</sup>置<sup>一</sup>之所は、向後立<sup>ニ</sup>置<sup>一</sup>之、文字不<sup>レ</sup>見節は、又改可<sup>レ</sup>立<sup>ニ</sup>置<sup>一</sup>之旨、家数多所々にて可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申渡<sup>一</sup>事

寛文七年には右の巡見使と併せて西国の各浦巡見使を派遣しているが、これにも視察要点を示した十一カ

条からなる仰せ書<sup>⑧</sup>が出されている。

煩雑になるので引用は省略しその要点をこの「覚」と比較すると、両者に共通の箇所は右の第一条にある。諸大名領の仕置の可否、第二条のキリシタン禁教の実態と盗賊仕置のこと、第七条の公事訴訟目安の禁止、第八条の高札の揭示、以上四つの項目である。

第三回目の諸国巡見使の派遣は前述の如く延宝九年であるが、このときの調査要領は第一回目の場合と同様幕府関係の史料には見られないが、かつて板沢武雄氏が遠野南部家の古記録よりこのときの巡見使の視察要点を記した貴重な史料を紹介され<sup>⑨</sup>、最近是多仁照広氏によって同じく第三回目の九州巡見使が書き記した巡見報告書『九州土地大概』が紹介されたので、これらによっても相互比較対照しながら検討してみたい。

先ず南部家の史料は「国主賢愚之事」<sup>⑩</sup>、諸役邪正之事<sup>⑪</sup>等々七項目からなる調査要領を掲げているが、これを要約すると大名の個人的評価とその民政、農政の得失を記した部分と、「海防手当之事」即ち軍備に関

する観察とがその主要をなしている。

後者の『九州土地大概』の方は、視察要点のみならずその評価基準と結果について詳細に記したもので、紹介箇所は原本の一部であるが視察要点は大名の治政の觀察に重点があり、殊に農政の得失と役人の善悪がその主要な評価となっていることは前述の南部藩の場合と同一である。

以上、寛文七年と延宝九年の諸国巡見使の派遣からその目的についてみたが、これらを通して知られることは巡見使の視察要点が各時代毎に各々特色をもって示され、そこに巡見使派遣の目的と幕府の関心を読みとることができるが、一方これとは対照的に各派遣の視察項目中不可欠の部分があることも理解される。

寛文七年の第一条にある大名仕置の可否がそれである。

第三条の運上、物価高の問題、或は第五条の買置と占売の有無等のことは、勿論当時における全国的な流通経済の展開に当って幕府がこれらへの対策を講ずるためにその実態調査の必要に迫られてのことであろう。

が、しかしこれらをもって巡見使派遣の主要目的とすることはこの制度のもつそもその意義を見失わせることになる。

諸国巡見使派遣の目的と使命は、寛文年間より記録の上に出現する賄方諭告の末文にある<sup>(9)</sup>「国主・領主・御代官」の治政の視察にあり、寛永十年の第一回派遣の意味もこの認識の上に立って考えられねばならない。

家綱が寛文七年の中国巡見使帰謁の際「各国政蹟、土風の善悪、州民の利病を御みづからとはせ給ふ」という記事や<sup>(10)</sup>、六代家宣の宝永七年の第四回派遣によるその結果に対し公布された次の如き史料<sup>(11)</sup>は、この制度が半ば形式化しながらもその本来的な目的が後代まで維持されていることを示している。

諸道巡検使言上之趣に就て、国郡の治否悉く御聴ニ達る処ニ、御料私領の間其善政特に著れ聞ゆる所なく、大低風俗衰へ、政事煩しく、四民一つに困窮ニおよぶ由被 聞召、御憂慮尤浅からざる所也、雖然 御代始の日猶近く、且は 思召御

旨有之によりて、いまた御糺問の事あらず、自今以後、御料の御役人、国郡の諸領主凡大小の政事自分懈る所なく、四民各其生を遂しむへし、若他日に至りて、旧弊猶改まる事なきにおゐては、嚴に其沙汰を経らるへき由被 仰出者也

註

- (1) 『大猷院殿御実紀』（『国史大系』第三十九卷、五八一頁）。
- (2) 『大猷院殿御実紀』（『国史大系』第三十九卷、五八二頁）。
- (3) 『大猷院殿御実紀』（『国史大系』第三十九卷、六二五頁）。
- (4) 『古事類苑』政治部三、三七〇頁。
- (5) 『大猷院殿御実紀』（『国史大系』第三十九卷、五七五頁）。
- (6) 滝沢氏、馬場氏、前掲論文。
- (7) 『御当家令条』（『近世法制史料叢書』二、一八五頁）。
- (8) 『御当家令条』（『近世法制史料叢書』二、一八五頁）。
- (9) 板沢氏、前掲論文。
- (10) 多仁氏、前掲論文。

- (11) 『御触書寛保集成』六七五頁。  
 (12) 『嚴有院殿御実紀』(『国史大系』第四十一卷、六二三頁)。  
 (13) 『御触書寛保集成』六七九頁。

### 三、幕政との関連

寛永十年に第一回目の諸国巡見使が派遣され、その派遣の目的が諸国公私領における治績の実態を把握することにあったことは既に述べたが、しかし幕府が何故この時点にこのような挙行に出たか、という問題が未だ残されている。

関連史料を散見すると如上の全国公私領へ派遣された巡見使に対して、幕府の直轄領のみを対象とした巡見使もあり、前者は普通諸国巡見使と言われているのに対し、後者は派遣地域の限定的性格から公領巡見使とも称さるべきもので、これが史料の上に出てくるのは諸国巡見使が初めて派遣された寛永十年よりも前である。

『実紀』によると慶長十六年十二月、大久保長安が

### 四〇

越後、甲斐、武蔵三方国の幕府直轄地を巡視した記事があるが、これは彼が当時代官頭を勤めていたから言わば公務による巡見としても、同十八年六月には久永源兵衛重勝、五味金右衛門豊直、伊丹喜之助康勝、加藤市六正勝の四人を「武相兩國巡視」に遣わしている<sup>(2)</sup>。

寛永年間に入ると同七年、曾根吉次が東国を巡視後関西の洪水の地を巡見して加恩により関東勘定頭になっているが<sup>(4)</sup>、同九年七月、つまり諸国巡見使初発の前年にはそれまでとは違った大規模な公領巡見使を派遣しているので、先ずその実態から触れることにしたい。

此年の七月廿六日の条<sup>(5)</sup>には「諸国巡察の輩暇賜ふ」とのみ記し、以下上方と関東とに派遣地域を二分し、前者に八名、後者に十二名の巡見使名と地位をあげている。

これがその翌年派遣の諸国巡見使とも違い、公領巡見使たる所以は、寛永十年の場合が諸国を六つに国割してしかも各地域の国名を具体的に記してあるのに対

し、同九年の方は上方・関東とのみ記入していること、これは後述の如くこれ以後派遣される「公料」の巡見使が上方と関東に分けて記され、幕府の直轄領の行政地域区分が三河を中心として東西に二分されている<sup>(4)</sup>などの事実からして寛永九年の巡見使は幕府公領を対象に派遣されたものとみて間違いない。

ところでこの時の人員構成をみると、寛永十年の諸国巡見使が大名格の正使に使番、書院番、小姓組番からなる三人一組の編成であったのに対し、こちらは書院番九名、小姓組番三名、代官五名、勘定組頭三名の計二十名からする混成であるが、この中に勘定組頭、代官等の幕府勘定地方関係者を八人も置いていることは諸国巡見使の場合ともっとも異なる点である。

更にこれ以外の書院番・小姓組番十二名のうち武藤安信、坪井永重、糸原重正の三人はこの直後に勘定方の役人になっている<sup>(5)</sup>から、このときの公領巡見使は幕府勘定方を中心とした編成であり、こゝに史料の上では確認され得ない派遣の目的を窺い知ることができ

幕府の勘定地方機構が整備され各職名が確立するのは寛永十年代になってからであるが、その時勘定頭に付与された権限は全国に散在する幕府直轄領の徴税権と関東公私領の裁判権であった<sup>(6)</sup>。

また、在地の各代官がこの勘定頭の指揮系統に組み込まれるのは同廿一年からであるが<sup>(7)</sup>、前述の如く同七年に曾根吉次は関東勘定頭に就任して「関東中御代官方百姓等御用訴訟」を取扱うことになっており、幕府勘定方による在地支配が公領巡見使の派遣を通じて行われているのである。

周知のように、幕府は元和二年に口米・口永等の本年貢に対する付加税の規定を設けているが、こうした内部的規制だけでは幕初以来の代官による恣意収奪の習性を抑制することはできない<sup>(8)</sup>。

幕府をはじめ各領主が自らの領主的恣意を農民に強要する限り代官の不正を絶つことはできないが、この根本的矛盾を一時的ではあっても解消する手段として外部的な権力的規制が必要であり、この具体的な顕現が口米等の設定と併行してなされた前述の公領巡見使

派遣であつたと考える。

時代はすこし下るが寛文十年正月、公領巡見使に対し出された幕府の法令<sup>40</sup>は次の通りである。

- 一、当年為ニ関東中国廻<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>遣<sup>ニ</sup>御檢使<sup>ニ</sup>之旨、去年被<sup>ニ</sup>仰出<sup>ニ</sup>訖、然ば御代官所之儀は、給所方掟<sup>ニ</sup>成候條、諸事入念、正路<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>申付<sup>ニ</sup>一事
- 一、御代官方私曲雖<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>之、手代之輩仕置惡<sup>ニ</sup>おゐては、越度<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>之條、無<sup>ニ</sup>油断<sup>ニ</sup>遂<sup>ニ</sup>吟味<sup>ニ</sup>、急度<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>申付<sup>ニ</sup>一事
- 一、近年御蔵入御所務令<sup>ニ</sup>減少<sup>ニ</sup>、百姓又困窮いたしたる様<sup>ニ</sup>取沙汰有<sup>レ</sup>之間、向後諸事入念、百姓前無<sup>ニ</sup>高下<sup>ニ</sup>一様<sup>ニ</sup>遂<sup>ニ</sup>僉議<sup>ニ</sup>、追々百姓身上もつゝのり、御所務上り候様に仕置可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>申付<sup>ニ</sup>一事
- 右条々可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>相<sup>ニ</sup>守<sup>ニ</sup>之、此外從<sup>ニ</sup>御勘定頭注<sup>ニ</sup>之趣<sup>ニ</sup>、急度<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申<sup>ニ</sup>付<sup>ニ</sup>之、国廻<sup>リ</sup>之面々見分之上、非儀私曲有<sup>レ</sup>之御代官方者、隨<sup>ニ</sup>科<sup>ニ</sup>之輕重<sup>ニ</sup>、急度<sup>ニ</sup>申付<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候也

寛永九年の公領巡見使の派遣はそれ以前の曾根吉次等の例に見られる特定地域になされていた派遣目的を、幕府直轄領の全域に対して施行した言わばその再点検とも称すべき画期的なものであったが、これが後の巡見使派遣に及ぼした意義の第一はこれを契機とし

て幕府はこれ以後も定期的に公領巡見使を派遣するようになること、<sup>41</sup>第二はこれの五カ月後に前述の諸国巡見使の派遣がなされるという点である。

殊にこの後者の意義は巡見使の制度史上重要であるので、最後にこの問題について触れてみたい。

周知のように三代將軍家光が就職したのは元和九年であるが、前將軍の父秀忠は未だ健在で大御所政治を行つたから家光の親政が實質的に展開されるのは、寛永九年正月秀忠が歿した以後である<sup>42</sup>。

即ち、同九年十一月松平信綱を小姓組番頭から宿老並、奉書加利に昇格せしめたことを手始めとして、同年十二月には水野守信以下四人を惣目付に任じて宿老を監視せしめるなど、家光の親政は先ず幕府政治の中樞權力を自己の側近勢力によって掌握することから開始されたが、同様の動きは大名統制の面においても寛永九年の一年間に弟徳川忠長を筆頭に七名の大名を改易し、転封も七件を数えるなど<sup>43</sup>、その始動は幕政全般に亘っている。

寛永九年のこうした事實はやがて確立される將軍を

頂点とした幕藩領国体制との関連をもつものであり、前述の両巡見使出現の意義もかゝる幕政の動向と切り離しては考えられない。

諸国巡見使派遣の主たる目的が諸大名の治政の視察にあったことは既に述べたが、徳川將軍をして諸大名の上に君臨する政治体制を完成させるためには武家諸法度の公布や參勤交代の励行と併行してこれを監察せしめる制度の確立が一方では必要である。

国目付や巡見使はかゝる点にその成立の根拠をもっているが、しかし諸国巡見使の場合その初発の直接の契機となつたのは三代將軍家光の親政開始であつた。

従つて、これ以後の諸国巡見使の問題を考へる場合、これの派遣が代替り毎、一年以内になされるという表面的な理由だけで、これを形式化したものと規定することはできない。

諸国巡見使の派遣には最初から、將軍が全国の統治者として君臨することの意志表示的な側面があり、後代に至つてこの点のみが強調されたところに寧ろ初発

時との質的な相違があると言へるのである。

(昭和四十九年九月稿)

註

- (1) 『台徳院殿御実紀』(『国史大系』第三十八卷、五七一頁)。
- (2) 『台徳院殿御実紀』(『国史大系』第三十八卷、六二六頁)。
- (3) 『大猷院殿御実紀』(『国史大系』第三十九卷、五〇〇頁)。
- (4) 『大猷院殿御実紀』(『国史大系』第三十九卷、五五七頁)。
- (5) 寛永十二年十一月に設置された国郡奉行の例などがあげられる。
- (6) 『寛政重修諸家譜』第十四、十九。
- (7) 北島正元著『江戸幕府の権力構造』四六四頁。
- (8) 『御当家令条』(『近世法制史料叢書』二、一五七頁)。
- (9) 拙稿「寛永期における代官の恣意抑制について」(『徳山大学論叢』第三号)。
- (10) 『古事類苑』政治部三、三七九頁。
- (11) 例えば、寛永十二年九月の畿内・近江、関東の田穀巡察、同十三年七月晦日の上方・関東の公料巡見等があるが、別の機会に再論する。

巡見使の派遣をめぐって

- (12) 北原章男「家光政権の確立をめぐって」(『幕藩体制』一所収)。  
(13) 藤野保著『幕藩体制史の研究』二五二頁。